

令和元年 9 月議会

提出議案（概要）

- 1 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
【保健福祉局所管分】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
【総務局所管分】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
【子ども家庭局所管分】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

- 2 地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る
中期計画の変更の認可について・・・・・・・・ P 4

保健福祉局

議案第157号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

勤労青少年ホーム（門司、若松、八幡西）については、平成27年10月の法改正（勤労青少年の福祉の増進を図る目的から、青少年の雇用の促進等を図る目的に改正）により、設置根拠規定が削除された。

また、勤労青少年の利用が少なく、近隣の市民センターや体育館など、他の公共施設で利用の振替が可能であることなどから、公共施設マネジメント実行計画の基本方針を踏まえ、平成29年12月の方針決裁にて、平成31年度末（令和元年度末）で廃止する方向性を決定し、公表している。

その後、利用者が新たな活動場所へ円滑に移行できるよう、説明会を開催し、代替施設や代替講座の情報提供を行い、廃止の方針について、一定の理解を得られたため、予定どおり令和元年度末で施設を廃止することとし、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 第2条中「勤労青少年ホーム」を削るとともに、これに伴う規定の整備を行う。
- (2) 別表第1（施設の種類・目的・名称・所在地を記載した表）及び別表第4（利用料金を記載した表）の勤労青少年ホームの項を削る。

3 施行期日

令和2年4月1日（令和元年度末で廃止）

4 令和元年9月議会への提出理由

勤労青少年ホームの利用予約は3ヶ月前から行え、また、振替先となる施設の中には6ヶ月前から予約ができるものがあることから、廃止前半年程度の周知期間が必要となることより、令和元年9月議会の議案提出となったもの。

5 その他

平成31年4月に導入した体育施設の回数券については、利用料金改定のお知らせ掲示に明記し、払戻しは行わない旨予め周知しているため、廃止に伴う払戻しは行わない。

議案第157号 「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

西部勤労婦人センター（レディスやはた）の常設の舞台ホール（能舞台）において、入場料等を徴収して催しを行う際の使用料を新設するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

西部勤労婦人センターの舞台ホールの使用料の改定（別表第2関係）

現行		改正後			
舞台ホール	1時間又はその端数ごとに 1,870円	舞台ホール	A	1時間又はその端数ごとに 1,870円	1 舞台ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき。 (2) Bは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。 (3) Cは、入場料等の最高額が1人1回につき3,000円を超えるとき。 2 リハーサルのための舞台ホールの使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の10割に相当する額とする。 3 舞台ホールの使用に当たり、第1和室又は第2和室を使用する場合における第1和室及び第2和室の使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) Aの適用区分 規定使用料の額 (2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額 (3) Cの適用区分 規定使用料の額の20割に相当する額
			B	1時間又はその端数ごとに 2,800円	
			C	1時間又はその端数ごとに 3,740円	

3 施行期日

令和元年11月1日

議案第157号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

藍島保育所は、離島児童の健全育成を図るために、昭和52年度に公立の「へき地保育所」として設置された施設であり、使用料は「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」別表第2で、月額4,000円と規定されている。

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されるが、当該施設については、現行のままでは無償化の対象にはならないことから、藍島保育所で提供する保育を、子ども・子育て支援法に規定する「特例保育」と位置づけることで、無償化の対象とするため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

別表第2（第4条関係）

[現行]

施設の種類	使用料	備考
略		
へき地保育所	1月につき 4,000円	略
略		

[改正後]

施設の種類	使用料	備考
略		
へき地保育所	子ども・子育て支援法第30条第2項第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	略
略		

【参考】

※特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

施設型給付を受けている幼稚園・保育所等の確保が著しく困難である離島その他の地域で受ける保育。

3 施行期日

令和元年10月1日（なお、令和元年9月分までの使用料については、従前の例による）

地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の変更の認可について

1 変更理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等により、消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることとなっている。

また、平成30年6月15日に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」の中で「消費税を10%に引き上げる必要がある」ことが明記されている。

これに伴い、北九州市立病院機構から中期計画に記載している消費税率を、8%から10%へ引き上げる変更認可の申請があったもの。

また元号の改元に伴い、計画に記載している元号についても、「平成」を適宜「令和」へ変更するもの。

2 変更内容

- (1) 料金に関する事項中の消費税率を規定している「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額」に変更する。
- (2) 元号の改元に伴い、計画に記載されている「平成」を適宜「令和」へ変更する。

3 適用期日

令和元年10月1日（消費税法等の改正施行日と同日）